

会議名称		平成16年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時		平成16年10月26日(火) 14時～16時15分	
場所		杉並区役所 第5・6会議室	
出席者	委員	江藤会長 市村委員 遠藤委員 大沼委員 佐々木(庸)委員 澤海委員 高橋委員 長津委員 夏目委員 花柳委員 門脇委員 河津委員 佐々木 (浩)委員 鈴木委員 藤本委員 藤原委員 青山委員 小幡委員 [18 名]	
	実施機関	大藤区民生活部管理課長、関谷地域課長、南雲障害者施設課長、小澄健康推進 課長、佐野生活衛生課長、中島まちづくり推進課長、小町建設課長、山口審査 担当課長、馬場学校運営課長、清水中央図書館次長、林選挙管理委員会事務局 長	
	事務局	南方行政管理担当部長、高区長室長 [情報システム課] 中村課長、和久井副参事、藤本管理担当係長、塩畑開 発担当係長、丸山開発担当係長、村野主査、山根主査 [法規担当課・総務課] 牧島法規担当課長 大井情報公開係長	
傍聴者		なし	
配付資料	事前	・平成16年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成16年度第3回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項 ・諮問第35号「区の個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保護 条例において改正すべき事項について」答申・建議(案)	
	当日	・会議次第 ・資料3 [諮問35関係資料・差し替え分] ・福祉事務所における個人情報の紛失について	
次第	1 平成16年度第2回会議録の確定		
	2 諮問・報告事項		
	第	行事・式典に関する業務 他11業務の登録について(修正)	報告21
		SWITCH パソコンにおける映像・音声管理システムに記録する個人 情報項目について(新規)	諮問18
		外国人登録に関する業務の目的外利用について	諮問19
		地域防犯自主団体活動に関する業務の登録について(新規)	報告22
		地域防犯自主団体名簿管理システムに記録する個人情報項目につ いて(新規)	諮問20
		身体障害者通所施設施設利用に関する業務、知的障害者更生施設設 施利用に関する業務及び知的障害者授産施設施設利用に関する業 務の登録について(修正)	報告23
	次	支援費請求システムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問21
		知的障害者更生施設施設利用に関する業務の登録について(修正)	報告24
		知的障害者授産施設工賃支給システムに記録する個人情報項目につ いて(新規)	諮問22
		救急医療情報センターの運営に関する業務の登録について(新規)	報告25
		救急医療情報センターの運営に関する業務の外部委託について	諮問23

第		初期救急対応力整備に関する業務の登録について（新規）	報告 2 6	
		まちかど救急隊システムに登録する個人情報項目について（新規）	諮問 2 4	
		飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業に関する業務の登録について（新規）	報告 2 7	
		杉並の面影を伝える建物保存に関する業務の登録について（新規）	報告 2 8	
		杉並の面影を伝える建物保存に関する情報管理システムに登録する個人情報項目について（新規）	諮問 2 5	
		雨水流出抑制対策に関する業務の登録について（修正）	報告 2 9	
		雨水流出抑制対策台帳管理システムに登録する個人情報項目について（新規）	諮問 2 6	
		建築確認・特殊建築物等定期報告事務システムに登録する個人情報項目について（修正）	諮問 2 7	
		学校安全支援隊に関する業務の登録について（新規）	報告 3 0	
		図書館の貸出・利用の登録に関する業務の登録について（修正）	報告 3 1	
		図書館オンラインシステムに登録する個人情報項目について（修正）	諮問 2 8	
		明るい選挙推進活動に関する業務の登録について（修正）	報告 3 2	
		明るい選挙推進活動システムに登録する個人情報項目について（新規）	諮問 2 9	
		選挙人に関する業務の外部委託について	諮問 3 0	
		区の個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保護条例において改正すべき事項について（継続審議）	諮問 3 5 [15 年度]	
	審 議 結 果		行事・式典に関する業務 他 1 1 業務の登録について（修正）	報告了承
			地域防犯自主団体活動に関する業務の登録について（新規）	
			身体障害者通所施設施設利用に関する業務、知的障害者更生施設施設利用に関する業務及び知的障害者授産施設施設利用に関する業務の登録について（修正）	
			知的障害者更生施設施設利用に関する業務の登録について（修正）	
救急医療情報センターの運営に関する業務の登録について（新規）				
初期救急対応力整備に関する業務の登録について（新規）				
飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業に関する業務の登録について（新規）				
杉並の面影を伝える建物保存に関する業務の登録について（新規）				
雨水流出抑制対策に関する業務の登録について（修正）				
学校安全支援隊に関する業務の登録について（新規）				
図書館の貸出・利用の登録に関する業務の登録について（修正）				
審 議 結		明るい選挙推進活動に関する業務の登録について（修正）	答申	
		SWITCH パソコンにおける映像・音声管理システムに登録する個人情報項目について（新規）		
審 議 結		外国人登録に関する業務の目的外利用について	答申	
		地域防犯自主団体名簿管理システムに登録する個人情報項目について（新規）		
		支援費請求システムに登録する個人情報項目について（新規）		
		知的障害者授産施設工賃支給システムに登録する個人情報項目について（新規）		
		救急医療情報センターの運営に関する業務の外部委託について		
		まちかど救急隊システムに登録する個人情報項目について（新規）		
		杉並の面影を伝える建物保存に関する情報管理システムに登録する個人情報項目について（新規）		

果	雨水流出抑制対策台帳管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	
	建築確認・特殊建築物等定期報告事務システムに記録する個人情報項目について（修正）	
	図書館オンラインシステムに記録する個人情報項目について（修正）	
	明るい選挙推進活動システムに記録する個人情報項目について（新規）	
	選挙人に関する業務の外部委託について	
	区の個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保護条例において改正すべき事項について（継続審議）	答申・建議

会 長	平成 16 年度の第 3 回の委員会を開会いたします。初めに、本日欠席される委員について、事務局からお知らせ願います。
区長室長	本日は茶谷委員と柳澤委員のお 2 人から欠席のご連絡がありました。
会 長	<p>それでは、本日の議事の進め方ですが、事務局より個人情報の紛失に関する事故についての報告があるそうですので、最初に前回会議録の確定をしてからその報告を受け、その後、報告・諮問案件の審議を行い、最後に平成 15 年度諮問 35 号についての答申・建議案の審議をしていきたいと思いをします。</p> <p>最初に、会議録の確定ですが、何か訂正すべきところはありませんか。</p>
(意見なし)	
会 長	特にないようですから、平成 16 年度第 2 回の会議録は確定ということにいたします。では、事務局から報告をお願いします。
区長室長	<p>[資料「福祉事務所における個人情報の紛失について(16.10.8 杉並区広報課)」について説明。]</p> <p>以上ご報告申し上げましたが、委員の皆様には、すでにテレビや新聞等でご存知の方もおられたことと存じます。区としましては、今後、再発防止に向けて全力を上げてセキュリティ対策を講じて参るとともに、この場をお借りして、あらためてお詫びを申し上げる次第です。</p>
会 長	<p>何かございますか。特になければ、報告を受けたということで、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは報告・諮問事項の審議に移りたいと思います。</p>
(区長室長が諮問文読上げ、諮問文を会長へ手渡し)	
報告第 21 号、諮問第 18 号、諮問第 19 号、報告第 22 号、諮問第 20 号	
会 長	それでは報告 21・諮問 18、諮問 19、報告 22・諮問 20 について一括して事務局から説明をお願いいたします。
法規担当課長	報告 21・諮問 18、諮問 19、報告 22・諮問 20 について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問ございますか。
委 員	私は手話の関係で、よく断られるので伺いたいののですが、一応、映像や音声の場合、「本人の同意を得て」というのは、ここには何も書いてないのですが、当然それを前提とされているわけですね。
法規担当課長	そうです。この情報の収集はすべて本人同意を前提としております。
委 員	1 頁の「カメラやビデオや IC レコーダーでの録音・映像等の記録について」ですが、2 頁、3 頁を見ると、相当たくさん見られたり、聞かれたりしている、ジロジロ見られたり聞かれたりしているという気がするのですが、これらの膨大な撮影したものと録音したものを、わざわざパソコンに入力して、共有ホルダー内で管理するということですが、やむにやまれぬ必要があるのか、その辺のことをお聞きしたいのですが。
情報システム課長	映像や音声等を、例えば広報誌とか事業記録、報告書の発行等に使用するためにパソコン等に記録し、編集する。そのような活用をしていくわけです。
委 員	それに関連して、共有してみんなで誰でも見られるようにする必要はないのではないか。ここに、「データのアクセス制御を行う」とありますが、個別の担当者が見られればよいことですから、このオンラインの中に取り込まなくても、別のやり方で保存するということはできるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

情報システム課長	共有ホルダーというのは、個々別々に業務で持っているホルダーで、データの格納領域ということではなく、全庁的に各所管課がそのホルダーで格納し、保存することになります。アクセス制御とは、そのホルダーに記録されている内容により、その職員だけしか見られないなどの制御が掛けてありますので、「共有」と言っても、全員が見られる、全庁的に閲覧できるということではありません。
委員	この記録の保存年限は何年ででしょうか。
法規担当課長	それは対象文書の内容といいますか、保存年限に準じて保存することになります。保存年限は、それぞれ各課が文書の内容に応じて定めておりますので、それによることになります。
委員	例えば何年から何年ということは、教えていただけるのでしょうか。
法規担当課長	保存文書であれば、いちばん短いのは1年、長期というものもありますが、通常ですと1年ででしょうか。
委員	撮影については、肖像権とかいろいろ問題があるのだけれども、そこら辺はどのようにクリアしていくのですか。
法規担当課長	先ほどもご説明申し上げましたが、一応本人の了解を得て収集し、撮影の方法についても社会通念上妥当と思われる方法で撮影し、適正に保管するということをご了解いただきたいと思います。
委員	いいのですが、例えばその人が講演をした場合には承諾をするけど、会報誌に載せるとか他に使う場合は適宜な時期に必要ながあれば、ほかのほうにも使いますよという、こういうようなところまで承諾をとってやるとか、その場面だけの肖像というふうにするのですか。
法規担当課長	収集する場合には、収集の目的を明らかにして、本人から直接収集するということになっていきますので、当然利用はその業務の範囲内に限られます。万が一、別の目的で使用する場合には、本人同意が原則ですから、本人の同意がとれない場合には、諮問させていただくという形をとります。
委員	<p>この「容貌」とか「姿態」とかいう形の文言が出てきて、いままでの審議会では初めてのケースだと思います。発言内容等は、それはもう発言内容そのものですからいいのですが、この「容貌・姿態」は、いろいろな意味で大きな問題になるかと思っています。</p> <p>すべていま世の中はデジタル時代です。カメラもデジタル、ビデオもデジタルですから、それをむしろ善意に利用したほうがいいと思いますが、その前提として、例えば記録をとる場合は、ありとあらゆる角度から容貌とか姿態とか、それから抜けていますが、当然その当該催しの記録、個人の入ったスナップというのも入ってくると思うのです。ですから、それを記録するのは構わないのですが、例えば発言したものであるというのは、それはもう記録されていますからいいのですが、容貌とか姿態というのは、できればそこは撮ってもらいたくなかったんだと。公開の席で目的に合ったスナップであるといいのですが、例えば新聞記者などが撮るのは、劇的な場面をなるべく撮ろうとします。ですから、そういうものが本人の本意でない形で記録されることや公表されることは、場合によっては懸念をちょっと感じるのです。</p> <p>公表する場合、容貌・姿態、個人の入った会場のスナップ等は、必ず1枚ではないから、何枚も撮ると思います。その最終決定権は、社会通念上の範囲内で、管理者である方がチェックして、それで保存されたほうがよい。ただ無作為に撮ったものをそのまま記録されるのは、やはり撮られたほうとしてもちょっと本意ではない形になりますから。これは時代の要請でこういう形がこれから多分に出てくると思います。</p>

	それを保存するなり、パソコンに入力するなり、また今度、杉並の広報等で出す場合には、やはり管理者がチェックして目的に適った容姿・姿態、それから個人の入った会場のスナップ等を必ずチェックしていただいて、社会通念上の常識でやっていただければ、いちばんいいかと思います。これはこれからの大問題になってくると思いますが、そのチェックさえあれば、普通の常識はやはり常識ですから。ただ、そういう懸念をちょっと私は感じました。
会 長	いまのはご意見かと思いますが、ほかにご質問はありますか。
委 員	2 頁 の「附属機関等の会議」とあります。附属機関というと、こういった審議会も含めた機関というふうに考えてよろしいですか。ほかにはどんなものがありますか。
法規担当課長	あとは、私的諮問機関といいますが、任意の懇談会とか、いろいろあります。そういったものも含めております。
委 員	対象として「傍聴者」がありますが、私もこの「容姿・姿態」というところが、つまり、どこまで情報として、ここに載っていることで、映像にすることが可能になるのかどうか。その辺の決め分けというのがちょっとわからないのですが、意図するところはどのようなところなのでしょう。例えばこの審議会の中の場面でいうとどうなりますか。
法規担当課長	例えば区の広報課で、審議会の活動状況を撮りたいということで、撮影する場合があります。その場合には当然、会長を通じて皆さんにお諮りし、ご了解の上で撮らせていただくわけですが、そうして撮ったものを広報紙やホームページに掲載する場合がありますので、それを収集するということです。
委 員	私などがよく行く学習会とか講演会などでは、一応きちんとした写真を撮るときは、正面から顔は撮らない。例えば講師の先生がいらっしゃって、何人も聞いているときに、後ろから写真を撮るといのが不文律で、一応暗黙の了解があるのですが、撮影するときに、そういったルールを、区のほうでは考えていらっしゃるのか。 それから、講演会などで、例えば市民グループが講演会をしたりするときも、遅れて入ってくる人もいますね。始めるときに、「撮ってもいいですか」と言っても、会場の皆さんが承諾しても、遅れて入ってきた人は承諾できないわけですから、この辺はなかなか難しいのではないかと思います。具体的なルールをどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいのです。
法規担当課長	特に具体的なルールをこちらで考えているわけではありません。附属機関や、それぞれの会議でそれぞれのルールを定めて運営しているはずですので、その会議体に委ねたいと考えております。
会 長	ほかにご意見ございますか。
委 員	意見ですが、これまでのやり方でも、広報紙や事業所の機関誌などの発行などはできたわけですから、これは、庁内のパソコンに入力するのはおやめになったほうがいいのではないかと。ご面倒でしょうが、これまでのやり方でやったほうがいいのではないかと私は思います。
会 長	ほかにございますか。なければ、反対のご意見もおありのようですが、報告 21 号、報告 22 号は受けたということにします。
委 員	次の報告 22・諮問 20 のほうで質問があるのですが、よろしいですか。
会 長	どうぞ。

委 員	<p>諮問 20 について、「犯罪情報等を必要に応じて提供する」とありますが、杉並区が犯罪情報をもっているというところの法的根拠はどういうことなのか。あるいは、どこからどういう仕組みで、その情報を集められたのかということ。</p> <p>それから、活動なさる方たちに情報を提供するということですが、どういう基準で流すのか。それから、こういった犯罪情報等は、コンピュータに入力処理なさるのかどうかをお聞きしたいです。</p>
地域課長	<p>犯罪情報については、警視庁の方で、例えば窃盗やひったくり、詐欺といった犯罪類型ごとに発生件数を集計しております。区内には3つの警察署がありますので、各警察単位にその情報を地域に提供しておりますが、私どもの方でも犯罪件数等を、随時防犯団体等に提供しております。</p> <p>実際、防犯自主活動が活発に展開されることによって、犯罪の防止、減少につながってきますので、そうした活動を継続していただくという意味でも犯罪発生状況などの関連情報提供は大切になっております。</p> <p>この犯罪発生件数等については、紙ベースで警察から情報提供を受け、それを防犯団体に流しているところです。</p>
会 長	<p>ほかにいかがですか。それでは報告 21、22 は報告を受けたということにして、先ほどの反対のご意見というのは、諮問 18 に関するということになりますね。</p>
委 員	はい。
会 長	諮問 18 に関しては、ほかに反対のご意見はございますか。
委 員	私は反対ではありません。ただ、これは世の中の流れですから、チェックをしていただきたいということで、反対ではありません。
会 長	<p>それでは1名の方が諮問 18 については反対で、残りの方は賛成になるうかと思いますが、そのような形で、諮問 18 は了承ということにさせていただきます。</p> <p>諮問 19、諮問 20 については、反対のご意見はないようですから、これを了承ということにしたいと思います。</p>
諮問第 21 号、報告第 23 号、報告第 24 号、諮問第 22 号	
会 長	次に、報告 23、報告 24。それから諮問 21、諮問 22 について、一括して事務局から説明をお願いいたします。
情報システム課長	諮問 21、報告 23、報告 24・諮問 22 について説明。
会 長	それではただいまの説明について、ご質問はありますか。
委 員	13 頁の記録の項目で、「評価比率」というのはどういうことを書くのですか。
障害者施設課長	評価項目というのは、工賃を支給するのに、一人ひとりの作業能力といいますが、そういうところを年に3回、評価委員会を開いて決めるというようなことです。一人ひとり作業の意欲、能力等が違いますので、その係数を設けるといいます。
委 員	お教えいただきたいのですが、新規に希望という場合、待機者とか、そういう方はおられるのでしょうか。大体现状では順調に交替はできるのでしょうか。
法規担当課長	いまのお尋ねは、支援費のほうですか。
委 員	こういう方々にいろいろな支援をしてあげようということで、当然、施設があって、それに対するいろいろな対応というのが出てくるわけですね。そういうのをもしご希望の方がいると、そのような施設を、区で確保されているという大変ですが、そういうことはお願いできているのでしょうか。

障害者施設課長	区内にはいくつかの授産施設があり、一般就労が難しい方の「福祉的就労」の場ということで、仕事を提供しています。区立では「あけぼの作業所」や「ひまわり作業所」があります。民営施設でも、授産施設や小規模作業所がいくつかあります。一般就労が難しい方はそういうところに来ていただくということになりますが、福祉事務所等が窓口になって、支援費の指定施設ですと、ご本人と施設が契約を結び、ご利用いただくことになります。
会 長	ほかにございますか。なければ、報告 23、報告 24 については報告を受けたということにして、諮問 21、22 は決定ということにいたします。
報告第 25 号、諮問第 23 号、報告第 26 号、諮問第 24 号、報告第 27 号	
会 長	次に、報告 25、報告 26、報告 27。諮問 23、諮問 24 について、事務局から説明をお願いいたします。
法規担当課長	報告 25・諮問 23、報告 26・諮問 24、報告 27 について説明。
会 長	それでは、ただいまの説明についてご質問ございますか。
委 員	諮問 23 の救急医療情報センターに関してですが、委託先は、どのような所を想定しているのか、また個人情報の適切な管理や保護については、どのような安全策を事業者にお求めになるのか。具体的にわかりやすくお聞きしたいのですが。
健康推進課長	まず想定している事業者ということですが、医療相談を主たる業務として、電話相談などを行っている事業者です。 2 点目の個人情報の保護ということでは、まず、コールセンターの入退出の管理、サーバーのセキュリティ管理、24 時間の保守管理体制。それから、こうしたセキュリティシステムを導入することによって、必要以外の個人情報を収集しない、医療機関の案内などの場合に処理の完了をもって抹消する、指定病院等から収集した当直情報の持出しの禁止など、業務仕様書の中で、こうした個人情報保護についての規定を予定しているところ です。
委 員	参考までにお伺いしたいのですが、報告の 27、飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業ですが、こういうグループというのは、現在区内にどれくらいあるのですか。これは今後増えていくと思うので、もし分かれば参考に伺いたいのですが。
生活衛生課長	具体的に保健所と常に連絡をとっているグループは 3、4 グループあります。ただ、グループの単位があり、かなり広い範囲でインターネットにもホームページを張っているようなグループもありますし、あるいは個人の、1 人とか 2 人というような形で活動をしている区民の方々もおります。具体的に何グループあるのかといったようなことは、登録制はとっておりませんので、はっきりした形では把握しておりません。
委 員	2 つ教えていただきたいのです。1 つは、14 頁の杉並区の二次救急の関係、救急医療情報センターの関係です。先ほど案内があり、杉並区で 7 施設あるということですが、これらの施設は小児科の取扱いはしていないで、内科あるいは外科系ということですか。衛生病院というお話がありました。衛生病院は何を取り扱っているのでしょうか。
健康推進課長	この 7 つの二次救急指定病院の中には、小児科を診療科目として標榜している所もありますが、小児科のない所もあります。また、衛生病院は小児科、産婦人科等に特に力を入れて診療をしております。

委 員	二次救急という、一つのキャリアがあつてご対応いただくわけですが、一応、取り扱うもの、標榜するものを規定しておられます。特に小児科というのは、いままでの7病院にはないという面もありまして、実は杉並区でそのようなものを勘案してこのような、区民に対する素晴らしい事業を予定されているのかなと思っておりました。いまのお話の中で、取り扱っているということもあるようですので、それは望ましいことです。聞き違いかもしれませんが、いろいろな記録は、処理が完了すると抹消なさるのでしょうか。
健康推進課長	その予定です。
委 員	そこまで及ぶかどうか分かりませんが、これは大変大事な内容です。医療法からいくと5年という保存期間の規定がありますので、それとの整合性、それから、特に医療では、時間が経ってからいろいろな要請が出てきます。そのときに、聞いたとかということや、いろいろなのが出てきたときに非常に役に立つ。係争のときには、記録がなければ一切認めません。決して係争があるというのではないのですが、やはり相手の方のより幸せというのでしょうか、確かな情報を持っていてあげるという意味では、そういうものもあるというのを、必要な期間は残しておいたほうがいいのではないか、そんな感じもするのです。
健康推進課長	いまご指摘のとおりかと存じまして、記録を録音することとしています。3カ月保存し、3カ月を過ぎたら廃棄というふうに予定しております。
委 員	それは方針ですからよろしいのですが、医療法というのはちょっと違う部分があります。それは区のご方針でよろしいと思えますけれども。 もう一つお聞きしたいのは17頁、救急の協力についてです。大変ありがたいことです。特に倒れたときに、このような措置というのがある。医療のほうでは、ともかく3分という時間が非常に重要で、3分以内にしていたらと救命率が高い。それを過ぎると時間ごとに落ちていくというようなことが言われております。 実はこの講習等が、消防庁のものもありますし、区でもご対応いただけるということで、認定章というのを頂けますが、この認定章には期限があるのでしょうか。
健康推進課長	救命講習の期限が3年ということになっておりますので、認定章もそれに合わせて3年としております。
委 員	確かにそのような規定があるものですから、その間にまた関係者の方に講習を受講していただいて永続的にお願いできると大変ありがたいと思えますので、是非これも積極的にご推進賜りたいと思えます。
委 員	17頁の内容の所と効果の所で「認定章」の「ショウ」という字がね。これは紙の認定証を渡す、紙の認定証のことを言っているわけでしょう。こういう所が3、4カ所ありますが、これは間違っていないのでしょうか。これだと何か勲章のように思えますが。
法規担当課長	申し訳ございません。証明書の「証」ですので訂正をお願いいたします。
委 員	先ほどの諮問23について、保管期間が3カ月というお話だったのですが、係争などのときには、相談内容などが結構重要な位置を占めると思うのです。そういった場合に、例えば相談者のほうからそういうテープないしはCDをお借りしてダビングさせてもらうというようなことは可能なのですか、例えば医療事故などに対応する場合に。
法規担当課長	厳密に、というとおかしいのですが、正規の手続をとるのであれば、自己情報の開示請求を区にさせていただければ、そのご本人の部分特定して開示することはできます。
委 員	3カ月というのはものすごく短いような気がするのですが、3カ月というのは限定なのでしょうか。

健康推進課長	<p>内容が内容だけに、重大な事故やトラブルであれば、現れてくるのも早いだらう。そこで、3カ月程度をみておけば大丈夫であろうというように考えております。</p> <p>そこで、当面は3カ月というように考えておりますが、実際、こういった事業というのは初めての事業ですので、今後また、必要があれば見直すこともあり得ると思っております。</p>
会 長	<p>いま、重大だから早く出るだろうと言われたのですが、いわゆる後遺症の問題がありますよね。重大であればあるほど後遺症を後で発症するという可能性もあるかなという気もするのですが、いかがでしょうか。</p>
健康推進課長	<p>相談のやり取りを記録いたします。その相談は、どのような処置をなさいますか、どのような医療機関にかかりなさいというような相談です。それでその後の、実際の医療処置の後の後遺症というようなことは、ここでは想定はしていません。</p>
委 員	<p>諮問 24、17 頁について先ほど、応急手当のときの認定証と言いました。認定証は手帳に入れるような形でお話がありました。実際、自分たちも救急の認定証を持っていますが、多くの人たちが持っていてご本人が知っているだけで、世間の方が知らないということが多々あります。そんなことで、せっかくこういうものをつくったのでしたら、道を歩いている方から見えるようにする。実際にそういう活動をしているのがここにありますよということであれば、会ったときに声をかけることもできます。</p> <p>認定証を持っている人たちが事故あるいは急の災難に遭ったりして倒れた人を見つけることは可能ではありません。もしそういうものをつけていれば、どなたでも、ここに声をかければ応急手当あるいは若干の手当をしていただける所があるのだということで、この文のとおりの「章」も必要ではないかと思えます。</p>
健康推進課長	<p>認定証は小さな、運転免許証のようなものです。</p>
委 員	<p>証書はもらって、自分たちも持っていますが、ただ持っているだけに終わってしまうものですから。実際に活動するには、見つける側ばかりがその証を持っているのではなくて、実際に助けていただきたい方たちが声をかけられるようにするために、その地域でそういう活動をしている方があれば、ここでその人がやっていますということのための「章」があれば、助かる方も声をかけられるのではないかと思うのです。そんな形で手帳に入れるような、単なる「証」ではなくて、ここにこういう人がいるのだ、ということのみんに示す「章」も必要ではないかなと思うのです。</p>
委 員	<p>胸につけるようなものですか。</p>
委 員	<p>はい、そうです。</p>
健康推進課長	<p>認定証は名刺大の大きさで、名刺入れに常時携帯していただくような、免許証のような格好のものです。そのほかに Resacco (レサコ) という人工呼吸用のマウスピースの付いた袋を入れる箱がありますが、そちらに救急協力員である旨の表示をして、これも常時携帯していただくように思っております。いまの意見は参考にさせていただきたいと考えます。</p>
委 員	<p>いまの話の通りなのです。ここでいう認定章の「章」はネームカード的な、要するに皆さんがぶら下げているような、外部から見えるカード。これを言葉で表せば「章」になるわけです。認定証は、あくまでペーパーだとか、胸にしまっておく証明書です。その辺をはっきりしないと、文章上間違ってくるので、配慮してもらいたいというのが意見です。</p>

委 員	<p>諮問 23 で、3 カ月というのがどうしても気になるのです。医療情報提供なのでそれほど重要な情報は、というようなお話だったと思うのですが、いま小児救急をやっている病院はわりと少なく、よく世間でも、たらい回しになっている間に亡くなるお子さんのケースもあるわけです。そうした場合に、こういう病院を情報提供してもらっている内容のやり取りというのは、結構大きな位置を占めてくると思うのです。</p> <p>いままでもこういう保管期間についてはいろいろやってきました。どんな諮問でも1年ぐらいの期間はあるのに、どうしてこれに関しては3カ月と短いのかなというのがすごく気になるのです。むしろこういう命に関わるものほど保管期間を延ばしていただけたほうがいいのではないかとと思うのですが、いかがなものでしょうか。</p>
健康推進課長	<p>これまでの医療相談をやっている事業者の実態といたしましては、短い所で2週間、長くても1カ月です。その辺りも考慮して、区としては、それではやっぱり短いかなと考えまして3カ月というふうにしたところです。</p>
委 員	<p>要するに、相談を受けた場合に、どこの病院へ行ったらいいですかと、こういう状況なのです。状況を聞きますよね、どこの病院へ行ったらいいですかと。そして、病院はここですよということでお知らせするわけですが、その病院へ行ってしまうと、診断内容などというのは病院のほうでカルテをつくっているわけです。そのカルテまでは取るわけではないのですよね。</p> <p>相談への対応というのは、ここの病院がいいだとか何とか、それを言っているわけでしょう。相談者に対してはこういうふうに対応しましたよ。また、紹介したら紹介しましたよと。そういう緊急的な場合を想定して、こういうものをつくるわけでしょう。病気を治すとか、どういう診断をするとか、どこを怪我したのかと詳しく聞いて、ではここの外科に行きなさいというような、そういうことだから、その内容自体は、保存しておかなければならないような重要なことは書かれていないのですよね。どうなのかな。</p> <p>そういう関係で、3カ月すればおそらく、もうその人は治療しているのだろう。何か将来問題になって問い合わせがあるとすれば、そのときの事情はどうだった、どういう相談をしたのだというようなことの記録だけですよね、これは。そうすると、病院に送ってしまった以上、あまり用のあるものではないと私は思うのです。それならば3カ月もあればよいのでは。またその人が相談してくるか分かりません。あそこの病院は、とてもではないけれど、かかっている。もっと違う所を紹介してくださいよというようなことはあるかもしれないけれど、それだと3カ月ぐらいでそういう反応があるのではないかと。</p> <p>同時に、私は思うのですが、緊急のときは119番に掛けるのです。そのほうが早いのです。これは、そういうこともわからない人の予備的な方法なのかなというように私は理解していたのだけれど、どうなのですか。</p>
健康推進課長	<p>相談の内容はいろいろなものが想定されます。いま委員がおっしゃったように、そもそもこういう場合はどうすればいいのかわからないのか、救急車を呼べばいいのかわからないのかというのを身近で相談する人がいない、あるいは知らないというような方もたくさんいらっしゃいますから、そういった相談はあろうかと思えます。</p> <p>また、例えば小児の相談などは、救急車を呼んでも、実際に救急車で行く必要があったのは実数で5%程度だと言われております。大体は相談で済む、あるいは簡単な応急処置で済む、そういった場合もございます。そういった相談にも、ここの相談では応じていきたいと考えております。それこそ、いろいろな相談があって、いろいろな対処があると考えております。</p>

会 長	よろしゅうございますか。それでは報告 25、26、27 は受けたことにし、 諮問 23 と 24 は決定ということにさせていただきます。
報告第 28 号、諮問第 25 号、報告第 29 号、諮問第 26 号、諮問第 27 号	
会 長	次に報告 28 と 29、それから諮問 25、26、27 について一括して事務局から説明をお願いいたします。
法規担当課長	報告 28、諮問 25 について説明。
情報システム課長	報告 29、諮問 26、諮問 27 について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問はございますか。
委 員	28 頁の都市整備部建築課の建築確認の記録の項目なのですが、13 番目に「住宅金融公庫の融資番号」とあります。これが必要だというのは何なのでしょう。それから、16 番に「届出設備有無」とありますが、この設備とは何なのか説明していただきたいと思います。
審査担当課長	まず 13 番の住宅金融公庫の融資番号ということですが、これについては、住宅金融公庫対象物件の審査及び検査を区で行っておりますので、この物件についてのみ記録を取ることになります。すべてということではありませんが、対象物件のみです。 16 番の届出設備の有無ですが、これは、定期報告で建築設備の届出があります。その中に昇降機、あるいは建築物に設ける設備類、この辺りの情報が記載されると理解していただければと思います。
会 長	ほかにご質問やご意見がなければ、報告 28 と 29、諮問 25、26、27 は決定ということにいたします。
報告第 30 号、報告第 31 号、諮問第 28 号	
会 長	次に報告 30 と 31、それから諮問 28 について説明をお願いいたします。
法規担当課長	報告 30、報告 31・諮問 28 について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問はございますか。
委 員	報告 30 について、学校安全支援隊というのは私も初耳だったのですが、支援隊の申請というか、それを要望したのは P T A のほうなのでしょう。それとも教育委員会側からなのでしょう。
学校運営課長	教育委員会の中で、杉並区立学校の危機管理対策検討委員会というものを立ち上げており、学校長と P T A の代表、また教育委員会事務局が入っております。そこで検討していく中で、登下校を除いた在校中の安全確保というところの人的配置が必要ではないかということが、保護者や学校から要望がありました。また、教育立区ということで、地域、保護者、学校、教育委員会で学校を支援していくという立場で、地域の支えがあつてはじめて学校が運営できる。地域の力を借りて安全確保を図っていく。もちろん教職員や福祉職員もパトロール等を実施しているのですが、さらに地域のご支援をいただくということで、学校安全支援隊を教育委員会の中で提案させていただいて、危機管理検討委員会の承認を得て、補正予算ということで今年度の実施が決まったところです。
委 員	いまの説明では、支援隊の活動イメージといいますと、登下校に付き添っていくことなのでしょう。活動内容をもう少し具体的に説明していただけるとありがたいのですが。
学校運営課長	この活動の目的なのですが、主に午前 9 時半から午後 2 時半ぐらい、要するに、ちょうど授業中の時間帯の安全確保ということで、来訪者の案内、敷地内の巡回、そういったものを想定しております。
委 員	安全支援隊はいいのですが、その人選はどうするのですか。保護者の中から希望者を募って頼むのですか。

学校運営課長	<p>学校長から依頼していただいて、地域、また保護者に向けて募集をしていく。隊長を決めて、学校安全支援隊ということで組織していただくということです。</p>
委員	<p>「地域の協力」というのは区長がおっしゃっているいつものお話かなという感じがするのですが、保護者や地域の協力の中でやっていくわりには危険性を伴います。保険等の問題などもいろいろあると思うのですが、その辺の整備というのは、できているのでしょうか。</p>
学校運営課長	<p>すでに地域課のほうでやっている地域防犯組織、そちらは自主的な活動団体ですが、それと類似の団体として学校安全支援隊もそちらに登録していただいて、同じ保険に加入していただくことを考えています。</p>
委員	<p>31 頁についての質問です。図書館の利用者登録に、今度から性別の記載を無くすということですが、今後、区のほかの部分にも性別の記載を無くすということが広がっていくのでしょうか。それとも、図書館の利用者だけということなのでしょうか。</p>
法規担当課長	<p>区としても今後、性別の見直しについては検討して、必要のないものについては省略していく方向で考えております。</p>
委員	<p>まず、学校安全支援隊に関する所で、交通費等の実費弁償とありますが、学区内の保護者や住民を対象にしているのに、どうして交通費が要るのだろうか。交通費以外の実費というのも何か考えているのだろうかということですが、</p> <p>2つ目ですが、学校長が保護者を中心として人員を募るということですが、子どもの周辺には子ども目当てに来てしまう、ちょっと心配な人も来てしまうのではないかと思うのです。人選に当たっての危険防止というか、その人たちがおかしなことをしないように、また誰かが監視しなければいけないのかといったようなところを、区はどのように考えているのでしょうか。</p>
学校運営課長	<p>まず謝礼ですが、実費弁償という意味と、有償ボランティアという位置づけもございます。ある意味でボランティアなのですが半日、2時間半程度そこで拘束されるということがありますので、それに対する謝礼ということを考えております。実際に杉並第十小学校でそうした組織が出来ておりまして、学校サポーター制度を利用してそのような謝礼を支払っておりますので、それに準じて実施してまいりたいと考えております。</p> <p>また、人的なことで、支援隊に入る方が学校を支援したいという純粋な動機で入っていただくかどうかという点につきましては、学校長なりが見極めた上で登録していくことで担保していきたいと考えております。</p>
委員	<p>最後のお答えで、見極めるといいにしても、その人がどういう行動をする人なのかというのは、面接などでは判別しかねますし、長期にわたって観察し続けないと、ちょっと分からないのではないかと思います。不安なのですが、また、校長先生の負担にもなるのではないのでしょうか。</p>
学校運営課長	<p>あくまでもその地域の団体の推薦により地域の方々の目を通して人選されてまいりますので、ある程度どういう方かということも分かった上で登録してまいりたいと考えます。</p>
委員	<p>支援隊の設立というのは、全区、全学校一斉にやるのか、あるいは校長の考えで任意にやるのか。例えば杉十のように、公園と学校の敷地が一体になっている所は非常にセキュリティが甘いですね。おそらく、それが発端になってこういう支援隊というのが出来てきたのではないかと思います。その辺はどういう考え、どういう経緯になっているのでしょうか。</p>
学校運営課長	<p>その学校の置かれている地域の状況というのはそれぞれ異なりますので、学校長の考えによって任意に進めてまいりたい。当面、今年度は小学校5校を目標に進めてまいりまして、いずれは全校で実施することを目標にしてまいりたいと考えております。</p>

委 員	32 頁について、諮問の内容とは外れますが、個人情報の登録で心身等の状況、要するに障害の有無、程度、それから社会活動等の情報で団体加入の有無や団体名などを登録するような内容になっていますが、この必要性はなぜかということを一ポイントだけ伺います。
中央図書館次長	まず心身等の状況、「身障」ですとか「愛の手帳」というようなところですが、これについては、図書館サービスの中で対面朗読、あるいは録音図書や一般図書の宅配サービス、こういった障害者向けのサービスをいま行っているわけです。そういった方々に求められている記録項目です。視覚障害者や身体障害者で、一人で本を読めない、図書館に来館できない、そのような方々について必要な項目を記録し、サービスを行っているというのが1つです。 社会活動の団体の部分ですが、図書館の本を、大体 50～200 冊ぐらいですけれども、2 カ月間にわたって団体に本を貸し出すというサービスを行っておりまして、これはそのための記録項目です。
委 員	いまのことに関連しての意見になるのですが、よろしいでしょうか。今回変更の所ではないので私も発言せずにいたのですが、心身等の情報について、障害の有無、程度、部位については分かるのです。しかし、これがわかれば、手帳番号、愛の手帳や身体障害者手帳の番号も要らないのではないかと思います。いま次長が言われたようなサービスについては、手帳番号がなくてもできるサービスだと思いますので、意見として述べておきたいと思います。
会 長	ほかにご意見はございますか。よろしいようですので、報告 30 と報告 31 は受けたことにいたします。それから、諮問 28 は決定ということにさせていただきます。
報告第 32 号、諮問第 29 号、諮問第 30 号	
会 長	次に報告 32・諮問 29 と諮問 30 について、一括して説明をお願いいたします。
情報システム課長	報告 32、諮問 29 について説明。
法規担当課長	諮問 30 について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問ご意見はございませんか。 なければ、報告 32 は受けたことにし、諮問 29 と 30 は決定ということにさせていただきます。 個別的な案件としての諮問事項は本日答申していきたいと思うのですが、最初に申し上げたように、平成 15 年度諮問 35 が残っております。答申(案)の作成を事務局にさせていただくと、諮問 35 の審議ということで、ひと区切りつけるという意味で、ここで 10 分ほど休憩したいと思うのです。よろしいですか。それでは、ただいまより休憩し、4 時再開ということにしたいと思います。
(休憩)	
会 長	定刻になりましたので再開いたします。「答申書」の内容は席上にお配りしてある内容でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会 長	それでは、事務局から区長宛てにこの答申書を送付してください。
(答申書・区長室長に手渡し)	
会 長	次は諮問 35 ですが、行間の修正、それから文言を正確にするという意味で若干手直しをいたしましたので、その点について事務局から説明をお願いします。
法規担当課長	修正内容について説明。

会 長	<p>諮問 35 については、前回の議事録の末尾（16 頁）に「それでは、次回に再確認をするという手続だけを残して、具体的な審議は本日をもって終了するという事によろしゅうございますか」とあります。基本的に、ただいまの「答申・建議（案）」について本日再確認をするということになっておりました。皆さんがそれによろしいということになれば、諮問 35 についての答申・建議を区長に対していたしたいと思うのですが、よろしゅうございますでしょうか。</p>
（異議なし）	
会 長	<p>それでは、資料 3 として本日席上にお配りしてある「区の個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保護条例において改正すべき事項について」の答申・建議（案）はこれをもって答申したいと思います。</p>
法規担当課長	<p>今回の修正部分の取扱いはいかがいたしますか。</p>
会 長	<p>それも含めて、承認です。</p>
（答申書・区長室長に手渡し）	
会 長	<p>事務局から何かございますか。</p>
法規担当課長	<p>諮問 35 については長期間、約 1 年にわたってご審議をいただきありがとうございました。次回審議会の日程について連絡いたします。次回は 12 月 24 日（金）午後 2 時から開催させていただきたいと思います。</p>
区長室長	<p>本日は貴重なご意見をいただきありがとうございました。また、個人情報保護条例の改正すべき事項については、あしかけ 2 年間にわたる審議をいただきまして本当にありがとうございました。</p> <p>個人情報保護審議会とは話題がはなれますが、10 月 23 日（土）からの新潟の地震についてご報告させていただきます。杉並区は今年の 5 月に小千谷市と防災協定を結びました。</p> <p>杉並区は、地震発生後の 10 分後に現地と連絡を取りました。たまたま井草の小千谷寮で「小千谷フェア」というのをやっております、そこに来ていた市の関係者とも連絡を取り、翌朝 10 時に、市の関係者の方々と一緒に、10 台の車両を編成して第一陣の救援活動を行いました。</p> <p>また、その日の夜には、トラック協会のトラック 10 台に支援物資を積んで運びました。おにぎりやパンが足りない、また雨に対する対応も考慮し食料の他にブルーシートなどを詰め込み、上越のほうから柏崎のほうを経由して現地に入ってまいりました。</p> <p>応援部隊が今朝戻ってまいりましたが、話を聞いてみますと、現地は本当にてんやわんやで大変だということです。これから、区民の皆様にも義援金など様々な支援を呼びかけて参りたいと思っておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>
会 長	<p>では以上で閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>